



「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」(案)について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県では、改正地球温暖化対策推進法に基づく市町村の再生可能エネルギー「促進区域」設定を促すため、「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」の策定を進めているところです。

このたび、県基準の「案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい県基準にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和4年6月9日(木)～令和4年6月23日(木)(必着)

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。(ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。)

①ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合

〒770-8570 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合

FAX: 088-621-2862 徳島県監察評価課県庁ふれあい室あて

④持参の場合

徳島県庁1階 監察評価課県庁ふれあい室まで

(午前8時30分から午後6時15分まで(土・日除く))

3 お問い合わせ先

(内容について) 徳島県 危機管理環境部 グリーン社会推進課
企画担当

電話: 088-621-2210 FAX: 088-621-2845

メールアドレス: greenshakaisuishinka@pref.tokushima.jp

(提出方法について) 徳島県 監察局 監察評価課 県庁ふれあい室

電話: 088-621-2096 FAX: 088-621-2862

メールアドレス: fureaikouryuu@mail.pref.tokushima.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 監察評価課 県庁ふれあい室 行

(パブリックコメント)



Q1 「徳島県促進区域に関する環境配慮基準」ってどんなもの？

県では、令和2年3月に「徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）」を策定し、国を上回る温室効果ガス排出量の削減目標を掲げ、県民総ぐるみで気候変動対策に取り組んでいます。

こうした中、令和3年6月に公布された改正地球温暖化対策推進法では、地方公共団体実行計画制度が拡充され、円滑な合意形成を図りながら、適正に環境に配慮し、地域に貢献する再エネ事業の導入拡大を図る「地域脱炭素化促進事業」制度が新設されました。

当制度は、市町村が、国や都道府県が設定する環境保全に係る基準に基づき、再エネの「促進区域」等を設定することを通じ、円滑な地域合意形成を促すポジティブゾーニングの仕組みです。「促進区域」の設定に当たっては、国の基準、都道府県の基準（環境配慮基準）を踏まえることとされています。

市町村の「促進区域」設定を促すため、国から示される基準等を踏まえ、法令・条例等に基づき、騒音や土地の安定性などの生活環境保全、生物の多様性、眺望景観などに配慮した本県の環境配慮基準を策定するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」（案）について、検討する必要がある事項や、具体的なご意見、ご提案をお寄せください。

（→ 別添資料を参照してください。）



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、基準の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては基準に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。